

総務環境常任委員会会議記録

日 時 令和5年2月21日（火曜日）
場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午前10時 0分 開議
午前10時27分 散会

付託事件

(1) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 報告事項

(第1回定例会提出予定案件)

- | | | |
|-----------------------------------|------|------------|
| ① 町及び字の区域の変更に関する事 | について | (総務法制課) |
| ② 水戸市個人情報保護法施行に関する事 | について | (総務法制課) |
| ③ 水戸市職員定数に関する事 | について | (行政経営課) |
| ④ 包括外部監査契約の締結に関する事 | について | (行政経営課) |
| ⑤ 水戸市手数料に関する事 | について | (財政課) |
| ⑥ 水戸市市税及び水戸市税外収入延滞金及び督促手数料徴収に関する事 | について | (収税課) |
| ⑦ 財産の取得の変更に関する事 | について | (新市民会館整備課) |
| ⑧ 水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する事 | について | (廃棄物対策課) |

2 出席委員（6名）

委員 長	高 倉 富 士 男 君	副 委 員 長	佐 藤 昭 雄 君
委 員	田 中 真 己 君	委 員	大 津 亮 一 君
委 員	栗 原 文 隆 君	委 員	福 島 辰 三 君

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（なし）

5 説明のため出席した者の職、氏名

副 市 長	田 尻 充 君		
市長公室長	小 田 木 健 治 君	秘 書 課 長	篠 原 芳 之 君
政策企画課長	宮 川 孝 光 君	交通政策課長	川 上 悟 君
デジタル イノベーション 課 長	北 條 佳 孝 君	みとの魅力 発信課長	出 沼 大 君
総 務 部 長	園 部 孝 雄 君	総務部参事兼 行政経営課長	熊 田 泰 瑞 君
総務法制課長	上 垣 外 泰 之 君	人 事 課 長	安 里 裕 行 君

財産活用課長	加藤富寛君	市民課長	渡邊徳子君
財務部長	白田敏範君	税務事務所長	川津英臣君
税務事務所 参事兼 市民税課長	佐々木信也君	財政課長	佐藤直明君
契約検査課長	鈴木和男君	資産税課長	浅野一志君
収税課長	高安正紀君		
市民協働部長	川上幸一君	市民協働部 副部長 (文化交流課長 事務取扱)	小嶋いつみ君
市民協働部 技監	太田達彦君	市民協働部 参事兼 市民生活課長	白石嘉亮君
市民協働部 参事兼 新市民会館 整備課長	須藤文彦君	市民協働部 参事兼 スポーツ課長	柏直樹君
市民協働部 技監兼 体育施設整備 課長	青山和夫君	市民協働部 参事兼 男女平等参画 課長	石塚美也君
防災・危機 管理課長	小林良導君	生活安全課長	村沢晶弘君
生活環境部長	佐藤則行君	生活環境部 参事兼 衛生事業課長	黒澤純一郎君
環境保全課長	坪井正幸君	ごみ減量課長	栗原千尋君
廃棄物対策 課長	荻沼学君	清掃事務所長	武田和馬君
会計管理者兼 会計課長	小田木義弘君		
選挙管理委員会 事務局長	外岡淳一君		
監査委員 事務局長	和田隆君	監査委員 事務局次長	永井誠一君
議会事務局長	天野純一君	総務課長	加藤清文君

6 事務局職員出席者

議事係長	武井俊夫君	書記	島田祐輔君
------	-------	----	-------

午前10時 0分 開議

○高倉委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務環境委員会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

初めに、報告事項の説明を行います。

本日の報告事項8件につきましては、いずれも第1回定例会に提出が予定されております案件でございますので、本日は説明を行うにとどめ、質疑は付託後に行いたいと思っておりますので、御了承願います。

初めに、(1)の町及び字の区域の変更に関することについて、執行部から説明を願います。

上垣外総務法制課長。

○上垣外総務法制課長 おはようございます。

町及び字の区域の変更に関することについて、総務法制課提出の資料により御説明いたします。

1の提案理由は、国営緊急農地再編整備事業茨城中部地区の塩崎換地区における土地改良事業の施行に伴い、町及び字の区域の一部を変更するものでございます。

変更箇所は、恐れ入りますが、資料の4ページをお開きください。

事業の実施区域は地図に着色した区域でございまして、国道51号の塩崎交差点付近の県道内原塩崎線に接する区域でございます。

変更内容は、大変申し訳ございませんが、資料最終ページに1枚にまとめた図面がございまして御覧ください。最終ページのA3の図面でございます。

実施区域内の土地改良事業完了後に予定している地形を背景として表示しております。

図面の左側部分に、南北に上から下に太線で表示しているのが大串町と塩崎町の境界でございます。両町の境界となっていた道路や水路の形状が変更することから、青の太い点線で表示していた部分を変更し、黒の太い実線で表示した線を変更後の境界線とするもので、最大で5メートル程度移動するものでございます。

また、上に細い線で表示しているのが字界でございます。同様に農地や道路、水路の形状が変更となり、青の点線で表示した部分を黒の実線に変更するものでございます。

町と字のいずれも青の点線が消えて、黒の実線が変更後の境界になるものです。

資料の1ページにお戻りいただきまして、3の変更の効力が発生する日でございます。

地方自治法施行令179条の規定により、換地処分の公告があった日の翌日に効力が発生することとされておりまして、令和6年3月を予定しております。

2ページ、3ページには、変更区域の明細を、9ページからは、明細に対応した変更部分の図面及び拡大図面を、かなり飛びまして申し訳ございません、後ろから2番目になりますが、57ページには土地改良事業の概要に関する資料で、58ページには参照条文を記載しておりますので、後ほど御参照ください。

説明は以上です。

○高倉委員長 次に、(2)の水戸市個人情報保護法施行に関することについて、執行部から説明を願います。

上垣外総務法制課長。

○上垣外総務法制課長 水戸市個人情報保護法施行に関することについて、総務法制課提出の資料により御

説明いたします。

1の制定理由は、個人情報の保護に関する法律が改正され、個人情報の取扱いについて自治体に適用されることに伴い、同法の施行について必要事項を定めるものでございます。

恐れ入りますが、資料の9ページを御覧ください。

今回の個人情報保護制度の見直しについてまとめた資料でございます。

個人情報保護法の3本に分かれていた法律が1本の法律に統合されるとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても、それぞれが条例で定めている現行の状態から統合後の個人情報保護法において全国的な共通ルールとして規定されることになり、全体の所管も内閣府の個人情報保護委員会に一元化されるものでございます。

次の10ページから、改正後の個人情報保護法が適用されることによる現行の条例との変更点をまとめてございます。

主なものを御説明いたします。

項目1の実施機関について、新法では適用対象から議会が除かれたほか、項目4の開示請求などができる者の範囲に、委任状による代理人である任意代理人が加えられました。

次の11ページでございます。

項目9の内閣府に置かれる個人情報保護委員会に関しては、地方公共団体の機関に対しての指導や助言、勧告などを行うことができることとされました。

また、制度の運用上のルールは内閣府の個人情報保護委員会の所管となりますので、その上の項目8にありますように、今までは、所属機関である水戸市個人情報保護運営審議会において、制度の変更など条例の改正を伴うような重要な事項について審議をすることとされておりましたが、新法では、全国的なルールに基づいた上で意見を聞くことが特に必要であると認める場合に、審議会などに諮問することができることとされています。

恐れ入りますが、1ページにお戻りください。

2の主な制定内容でございます。

1つ目は、開示請求書に、法に定める事項に加え、実施機関が定める事項の記載を求めることを可能とします。

2つ目は、今までどおり手数料の額を無料とし、開示に係る費用として実費の範囲内において実施機関が定める額の負担を求めることとします。

3つ目は、現行の水戸市個人情報保護運営審議会を水戸市個人情報保護審議会に移行します。

(4)でございますが、付則において、アにありますように、水戸市個人情報保護条例の廃止、廃止に伴う経過措置を定めるや、イとウにありますように、関係条例の改正を行います。

3の施行期日は、法の施行期日である令和5年4月1日でございます。

3ページ以降に条文及び関係条例の新旧対照表を、12ページ以降に参照条文を添付しておりますので、後ほど御参照願います。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、(3)の水戸市職員定数に関することについて、執行部から説明を願います。

熊田参事兼行政経営課長。

○熊田総務部参事兼行政経営課長 それでは、水戸市職員定数に関することについて、総務部行政経営課提出の資料により説明をさせていただきます。

1の改正理由でございますが、職員定数につきましては、行政需要の動向等を勘案し、その適正な管理に努めることとして見直しを行ってございます。令和5年度におきましては、3事務部局における定数の変更を行うため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容でございますが、まず表の見方でございますが、左端の列に、区分として条例で規定されたそれぞれの区分を記載してございます。その右の列は、職員定数として、現行と改正後の数字を並べて記載してございます。右端の列は、増減の人数を記載してございます。

今回改正となる箇所でございますが、区分2行目の市長の事務部局の職員におきまして、1,325人から1,338人となり13人の増、区分5行目の教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員におきまして、185人から178人となり7人の減、区分8行目の上下水道局の職員におきまして、180人から178人となり2人の減となっております。

3の施行期日でございますが、令和5年4月1日でございます。

ページを返していただきまして、2ページに新旧対照表を添付してございます。

また、3ページから6ページまでの職員定数増減一覧につきましては、定数の変更がありました部署について増減理由とともにまとめておりまして、7ページには令和元年度から令和5年度までの定数増減の推移をまとめてございますので、後ほど御参照願います。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、(4)の包括外部監査契約の締結に関することについて、執行部から説明を願います。

熊田参事兼行政経営課長。

○熊田総務部参事兼行政経営課長 それでは、包括外部監査契約の締結に関することについて、総務部行政経営課提出の資料により説明をさせていただきます。

1の契約の目的でございますが、包括外部監査及び当該監査の結果に関する報告でございます。

2の契約金額でございますが、1,200万円を上限とする額でございます。

3の契約の相手方でございますが、水戸市元吉田町767番地の2、加藤溪で、資格は公認会計士でございます。日本公認会計士協会東京会、茨城県会からの御推薦をいただいた方で、令和2年度から令和4年度まで水戸市包括外部監査人補助者を務めていただいております。経歴は資料に示したとおりでございます。

4の契約の期間でございますが、令和5年4月1日から令和6年3月31日まででございます。

ページを返していただきまして、2ページ以降に参照条文を添付してございますので、後ほど御参照願います。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、(5)の水戸市手数料に関することについて、執行部から説明願います。

佐藤財政課長。

○佐藤財政課長 それでは、水戸市手数料に関することについて、財務部財政課提出の資料により御説明申し上げます。

まず、1の主な改正理由につきましては、全部で3点ございます。

最初に(1)であります。農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づき、保健所が行う食肉等に係る輸出証明書の交付及び輸出適合施設の認定に係る事務について、事務負担を考慮するとともに、他の中核市等の状況を踏まえ、新たに手数料を徴収するため、関係規定の整備を行うものでございます。

次に(2)につきましては、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の改正に伴い、長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料に係る規定の整備を行うものあります。

次に(3)につきましては、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の改正により、低炭素建築物の認定基準が見直されたことに伴い、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等に係る規定の整備を行うものであります。

次に、2の主な改正内容につきましても全部で3点あり、それぞれただいま御説明いたしました1の改正理由の(1)から(3)に対応する内容でございます。

まず(1)につきましては、輸出証明書交付手数料及び施設認定農林水産物等適合施設認定申請手数料を新設するものであり、表を御覧いただきまして、輸出証明書交付手数料につきましては、金額を1件につき870円と定めてまいります。

また、施設認定農林水産物等適合施設認定申請手数料の金額につきましては、現地調査を伴う場合は1件につき2万900円、現地調査を行わない場合は(2)でありまして、1件につき1万400円とそれぞれ定めてまいります。

なお、これらの手数料の金額については、国と同一の料金を設定するものであります。

次に(2)は、長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料に係る規定の整備でありまして、長期優良住宅の認定申請時に提出する確認書または住宅性能評価書について、原本のほか写しを提出可能とするものでございます。

次に(3)は、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等に係る規定の整備でありまして、共同住宅に係る手数料の区分を住戸数及び共有部分の床面積から建築物全体の床面積別に変更するなどの見直しを行うとともに、手数料の区分・金額を県と同一とするものであります。

3の施行期日は、令和5年4月1日でございます。

次ページ以降に条例の新旧対照表及び参照条文を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、(6)の水戸市市税及び水戸市税外収入延滞金及び督促手数料徴収に関することについて、執行部から説明を願います。

高安収税課長。

○高安収税課長 それでは、水戸市市税及び水戸市税外収入延滞金及び督促手数料徴収に関することについて、財務部収税課提出の資料により御説明いたします。

1の改正理由でございますが、令和3年度税制改正の大綱等に基づき、令和5年4月から市税の納付書へ

地方税統一QRコードを導入することに伴い、督促手数料の徴収事務において新たに発生する事務等を勘案し、督促手数料を廃止するため関係規定の整備を行うものです。

督促手数料の徴収事務において新たに発生する事務でございますが、下段の参考を御覧願います。

現在、市税及び税外収入の督促手数料については、督促状を金融機関等に持参し、本税等とあわせて納めることとなっておりますが、督促手数料が記載されていない納付書を持参した場合、金融機関では市へ督促手数料の徴収の有無について確認をした上で、本税等とあわせて督促手数料を収納しているものです。

しかしながら、地方税統一QRコードの導入に伴い、金融機関における納付書の取扱いが変更となり、令和5年度からは市税及び税外収入などの公金について、QRコードの有無にかかわらず納付書に記載されている金額のみを収納することとされたものです。

このため、督促状送達後に納付書で本税等のみを納付した方から督促手数料を徴収するためには、別途督促手数料のみの納付書を作成、送付する必要性が生じ、さらにこれら督促手数料に係る相談や催告などの事務の増加が見込まれるものです。

2にお戻りいただきまして、主な改正内容でございますが、督促状1通につき100円を徴収している市税及び税外収入に係る督促手数料を廃止するものです。

3の施行期日は、令和5年4月1日とするものです。

ページを返していただきまして、3ページから4ページに新旧対照表を、5ページ以降に参照条文を記載しておりますので、御参照願います。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、(7)の財産の取得の変更にすることについて、執行部から説明を願います。

須藤参事兼新市民会館整備課長。

○須藤市民協働部参事兼新市民会館整備課長 続きまして、財産の取得の変更にすることについて、市民協働部新市民会館整備課提出資料にて御説明いたします。

本件につきましては、水戸市民会館ピアノの取得につきまして変更するものでございます。

令和4年12月20日に議決をいただきました、市議会議案第93号 財産の取得についての取得価格を7,115万2,620円から6,706万1,720円に改め、409万900円減額するものでございます。

2ページをお開きください。

変更内容を2ページの新旧対照表でまとめてございます。

表の一番左側の区分におきまして、上から1、動産の表示、2、取得価格、3、契約の相手方の順に記載しておりますが、変更するのは2の取得価格のみでございます。網かけ部分のとおり、変更前の7,115万2,620円を右の欄の6,706万1,720円に改め、409万900円減額というものでございます。

3ページに参考資料といたしまして、昨年12月の市議会定例会における特別委員会にお示しした資料等を添付いたしました。

今回、取得価格の変更が生じたのは、1、フルコンサートグランドピアノのみでございます。2から5までの物品につきましては、取得価格に変更はございません。

フルコンサートグランドピアノはスタインウェイ&サンズ社のD-274という機種でございます。契約締結後、当該ピアノの価格改定によりまして、契約の相手方である株式会社平山ピアノ社から現契約価格よりも低価格で供給できることになったため、当該契約書の金額を変更する旨の申入れを受けまして、変更契約の仮契約を行ったものでございます。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、(8)の水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関することについて、執行部から説明を願います。

荻沼廃棄物対策課長。

○荻沼廃棄物対策課長 それでは、水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関することについて、生活環境部廃棄物対策課提出の資料に基づきまして御説明いたします。

初めに、1、改正理由でございます。

土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積、以下、土地の埋立て等とさせていただきますが、これらの適正な管理を図るため、条例の適用面積の下限値の撤廃、報告の徴収等の対象の拡大等の関係規定の整備を行うものでございます。

次に、2、主な改正内容でございます。

こちらの表は、条例の改正項目ごとに左の欄に項目を、中央の欄に現行の規定を、そして右側に改正案について御説明するものでございます。

それでは、①から⑨まで順番に御説明いたします。

①条例の適用面積の範囲につきましては、現行では、面積が500平方メートル以上5,000平方メートル未満の土地の埋立て等について、条例の対象としておりますが、改正案としましては、小規模な土地の埋立て等について条例の対象とするため、条例が適用される面積の下限値、500平方メートル以上ですが、こちらを撤廃するものでございます。

なお、この下の括弧書き、第3条第1項は、対応する改正条項を示しております。以下同じになります。

次に、②市の責務につきましては、現行では、規定はございませんが、改正案としては、市の責務として、適正な土地の埋立て等のために必要な措置を講ずるよう努める規定を設けるものでございます。

次に、③土地の所有者等の責務につきましては、現行では、土地の埋立て等について土地の所有者として必要な配慮をすべき責務を規定しておりますが、改正案としましては、土地の管理者及び占有者に対しても土地の所有者と同様の責務を規定するものでございます。

次に、④許可の要件につきましては、土地の埋立て等をする場合の許可申請の要件をいいますが、その中でも県外発生土による土地の埋立て等に係る規定でございます。現行には、規定はございませんが、改正案として、土地の埋立て等に用いる土砂等は茨城県内で発生し、その発生場所から直接搬入されるものに限定することといたします。ただし、規則で定める場合、具体的には学術研究の用に供するものを除くことを想定しております。

次に、⑤許可の要件のうち、成年被後見人等につきましては、現行では、土地の埋立て等の許可申請の要件として成年被後見人または被保佐人は申請できないこととしておりますが、改正案として、成年被後見人

等であることを理由に不当に差別されることのないよう、表現の見直しを図ります。

次に、⑥措置命令等につきましては、条例の規定に違反して土地の埋立て等を行った者に対して行政が必要な措置を命じることでございますが、現行では、措置命令の対象を本条例の規定に違反して無許可で土地の埋立て等を行った者としていますが、改正案では、実効性の確保のため、措置命令の対象に違反行為を要求し、依頼し、もしくはそそのかし、または違反行為をすることを助けた者を加えることといたします。

次に2ページをお願いいたします。

⑦でございます。公表制度につきましては、現行には、規定はございませんが、改正案として命令違反や許可の取消しの事実について公表できる規定を設けることといたします。

次に、⑧報告の徴収につきましては、現行では、報告の徴収の対象を土地の埋立て等を行う者としておりますが、改正案としては、的確な情報収集を行うため、報告の徴収の対象に土地所有者その他土地の埋立て等の関係者を加えることで、対象の拡大を図るものでございます。

次に、⑨立入検査につきましては、現行では、立入検査の対象を土地の埋立て等区域または事業者、つまり条例の許可を受けた者になりますが、その事務所もしくは事業所としておりますが、改正案としましては、的確な情報収集を行うため、立入検査の対象は土地の埋立て等区域または土地の埋立て等関係者の事務所もしくは事業所とすることで、対象の拡大を図るものでございます。

次に3、施行期日につきましては、令和5年7月1日でございますが、前述の市の責務、土地の所有者等の責務、成年被後見人等及び公表制度に係る部分につきましては、公布の日からといたします。

以下、3ページから7ページに新旧対照表を、8ページに参照条文を記載しております。

また、恐れ入りますが、9ページをお願いできますでしょうか。

こちらは、参考資料を掲載してございます。

資料の題名を条例の適用面積の下限値の撤廃に伴う市民対応等についてとしておりますが、条例の適用面積の下限値500平方メートル以上の撤廃によりまして、500平方メートル未満の土地の埋立て等が許可の対象となりますことから、市民の日常生活及び事業者の事業活動に影響のないよう、条例の適用を受けない土地の埋立て等につきまして、関係規則にて新たに規定する事項を整理したものでございます。

こちらにつきましても、後ほど御参照願います。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 以上で、第1回定例会提出予定案件についての説明は終了しました。

この際、委員より資料請求がございましたら、発言を願います。

それでは、以上で報告事項を終わります。

以上をもちまして、本日の総務環境委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時27分 散会